



トピックス くらしに潜む危険(食品) ～全国の事故例より～ P2

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html



賃貸住宅の敷金返還トラブル

～ 敷金が戻らない… ～

相談

就職が決まり、4年間住んでいたアパートを退去する予定です。私はタバコを吸わず、特に部屋を汚したり傷つけたりしていないのに、ハウスクリーニング代や壁クロス張替え代など「原状回復費用」として25万円請求されました。そのため、入居時に支払った敷金18万円は戻らない上に、追加金7万円手出しすることになり、納得いきません。

(20代 女性)



回答

転出入の多くなるシーズンには、賃貸住宅の退去に伴う敷金トラブルなどが増えます。一般的に賃貸契約が終了すると、入居者は住んでいた部屋を原状回復して家主に明け渡す義務があります。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によると、原状回復とは、「賃借人の故意・過失・善管注意義務違反などで通常の使用を超えるような使用による損耗や毀損を復旧させること」と定義されており、その費用は賃借人負担となります。一方、いわゆる経年変化や通常の使用による損耗等(例えば、畳やクロスの日焼けや家具の

設置跡、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみなど)の修繕費用は契約期間中の賃料に含まれるものとされ、賃貸人(家主)の負担となります。

相談者には、このガイドラインをもとに、家主と自主交渉するように助言しました。後日、「家主が理解を示してくれ、敷金が9割戻った。」との連絡がありました。

契約の前には、退去時の原状回復などについて、契約書の内容をしっかりと確認しておくことが大切です。トラブル防止のため、退去時はもちろん、入居時にも双方が立会い、部屋の状況を確認しましょう。

注意喚起！電気ストーブ(ハロゲンヒーター)の発煙・発火にご注意！

現在、メーカーによる電気ストーブの回収等のリコールが16社(39機種)において実施されています。リコール製品に限らず、電気ストーブは、誤った使い方や不注意によって火災等の事故が起こる可能性があります。電気ストーブのご使用に当たっては、次のような点にご注意ください。

- (1)就寝する前は必ず電源をOFFにし、また、外出するときは必ず電源プラグをコンセントから抜いてください。
- (2)ふとんやカーテン等、可燃物の近くでは使用しないでください。
- (3)洗濯物や衣類等を器具の上につるしたり、干したりしないでください。
- (4)製品に添付された取扱説明書や器具本体に表示された注意事項をよく読み使用してください。

電気ストーブで過去にリコールを行っているものの一覧は、「独立行政法人製品評価技術基盤機構」のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.jiko.nite.go.jp/>

くらしに潜む危険(食品) ～全国の事故例より～

食品に由来する健康危害は、食中毒や異物混入などの他に、食品の取り扱いに原因がある場合もあります。国民生活センターに寄せられた、食品による事故例を紹介します。危害にあわないように、食品の取り扱いには十分注意しましょう。

事故例① -こんにゃく入りゼリーの事故-



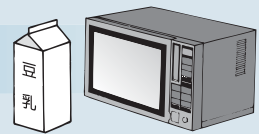
●事故の概要

凍ったこんにゃく入りゼリーを2歳の子どもに食べさせたところ、喉に詰まらせて低酸素状態になり、救急車で搬送されました。半月程度の入院が必要で、左脳の血流障害が見られ、後遺症が出る可能性も指摘されています。

●消費者へのアドバイス

国民生活センターの調査では、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の件数は減少していますが、いまだに事故が発生しており、重篤な事故も見受けられます。とくに、幼児や高齢者に事故が多いことから、幼児等には与えない方がよいでしょう。通常の状態のもの他、本事例のように、凍らせたものでも事故が発生しているため、くれぐれもご注意ください。

事故例② -電子レンジで加熱した豆乳の突沸^{とっぶつ}-



●事故の概要

豆乳を湯飲み茶碗に半分くらい注ぎ、電子レンジの「あたためボタン」を押して加熱しました。終了したので取り出し、台の上においてかき混ぜようとスプーンを入れた途端、豆乳が1mぐらい噴き上がり、顔に大やけどを負ってしまいました。

●消費者へのアドバイス

電子レンジを使って飲料物を加熱しすぎると、^{*とっぶつ}突沸することがあります。「あたためボタン」のみによる飲料物の加熱は、加熱し過ぎの状態となる場合があるので避けてください。また、加熱し過ぎた恐れがある場合は、すぐに取り出さず、1～2分以上冷ましてください。豆乳に限らず、他の飲料物やバター、生クリームなどの場合にもご注意ください。

*通常、液体を加熱し沸点に達すると、液体内部から水蒸気が発生し沸騰状態になりますが、まれに沸点に達しても沸騰しない場合があります。この状態の液体が何らかのショックを受け急激に沸騰を起こす現象を「突沸」といいます。

事故例③ -飲み残し清涼飲料容器の破裂-



●事故の概要

ペットボトル入り果実飲料を開栓して50mlぐらい飲み、栓をして台所の床に置いていました。4日後ペットボトルを動かそうと上部を右手で持ち上げたたん、強い衝撃を感じ、右手首や顔面に切り傷を負いました。ペットボトルの底は7～8個に割れ、裂けた状態になっていました。

●消費者へのアドバイス

開栓後に飲み残しが出た場合には、条件によっては容器が破裂してけがをする可能性があるため、常温で放置せず、冷蔵保存してできるだけ早く飲みきりましょう。また、飲料は菌により発酵したり風味が落ちたりするので、飲み残しは衛生上、決して望ましいものではないことを知っておきましょう。

製品事故を防止して、安全・安心な生活を

消費生活用製品安全法が改正され、製品事故情報の報告・公表制度が新設されました。
(施行日は、公布日(H18.12.6)から6ヶ月以内の政令で定める日とされています。)

死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者は、国に事故報告をしなければなりません。(新設)



国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、第二の重大事故を防止します。(新設)



国は、メーカーや輸入業者に安全でない製品の製造や輸入を禁止したり、回収するよう命令します。



消費者の皆様へ

- ★国は、重大な製品事故情報を随時公表しますので、新聞や国、県などのホームページに注目してください。
- ★万一、製品事故の被害にあわれた場合には、メーカー、輸入業者、販売店などに、至急ご連絡ください。

平成19年度 各種モニター募集

	公正取引委員会消費者モニター	農林水産省食料品消費モニター
仕事の内容	消費者モニター研修会に出席(年2回)、アンケート調査への回答、意見・情報の提供、その他公正取引委員会が行う調査への協力等	研修会への出席(年1~2回)、定期調査(アンケート調査:年4回程度)、農林水産省の消費者行政等に対する意見の提出等
応募資格	20歳以上の一般の消費者の方	①20歳以上の一般の消費者の方(国、地方公共団体の議員及び職員を除く。) ②既に平成19年度における他の消費生活関係モニターとなることが決定していない方
任期	平成19年4月1日~平成20年3月31日	依頼日~平成20年3月31日
応募締切	平成19年2月15日(木) 当日消印有効	平成19年2月28日(水) 当日消印有効
問合せ先	公正取引委員会 中部事務所 取引課 TEL 052-961-9423 URL http://www.jftc.go.jp/	富山農政事務所 消費・安全部 消費生活係 TEL 076-421-6123 URL http://www.hokuriku.maff.go.jp/

「くらしの安心ネットとやま」による情報がホームページでご覧になれます。

県・関係機関・福祉団体等を構成団体とする「くらしの安心ネットとやま」では、県内で発生している悪質商法の手口やその対処方法等を「くらしの安心情報」としてホームページで提供しています。是非、ご覧下さい。

ホームページアドレス <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

加工食品 —まぎらわしい産地表示の禁止について—

加工地？
原料原産地？

全ての加工食品は、原産地を表示する場合、加工地なのか、原料原産地なのかが不明確な表示が禁止されています。商品表面に〇〇産と書く場合、下記のように加工地なのか原料原産地なのかが分かるように明確に表示することになっています。



問合せ先：富山県農産食品課食品安全係 TEL 076-444-8816

富山県くらしのアドバイザー募集のお知らせ

富山県では、消費者問題に関心をお持ちの方々に「富山県くらしのアドバイザー」として委嘱し、各地域で消費生活知識の普及啓発活動等を行っていただいております。このたび、平成19年4月から活動していただける「富山県くらしのアドバイザー」を公募しています。消費者問題に関心を持ち、消費者知識の普及啓発活動等に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

1. 応募資格 20歳以上の富山県内にお住まいの方(常勤の公務員を除く)
2. 応募方法 所定の申込書に必要事項を記載の上、県庁県民生活課消費生活係まで持参、郵送又は電子メールで申込み。
※申込書は、県民生活課、県消費生活センター(本所・高岡支所)、市町村消費者行政担当課に備え付けてあります。
また、県民生活課ホームページから申込書をダウンロードできます。
3. 応募締切 平成19年2月21日(水)
4. 募集人員 40名程度
5. 選考 応募者多数の場合は、居住地域、申込書記載事項を考慮して選考。
6. 任期 平成19年4月1日～平成21年3月31日(2年間)
7. 活動内容 ①消費生活知識の普及啓発活動(随時)
②アンケート調査等の回答(年2回程度)
③不当表示や過大景品の監視(随時)等
8. 問合せ先 県民生活課消費生活係 TEL 076-444-3129
詳細は、県民生活課のHPをご覧ください。 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html



消費生活に関する相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター ☎076-443-2047

(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野☎076-467-5810 婦 中☎076-465-2115

大山☎076-483-1212 山 田☎076-457-2113

八尾☎076-454-3114 細 入☎076-485-9001

魚津市……………☎0765-23-1003

滑川市……………☎076-475-2111(内323)

黒部市……………☎0765-54-2111

舟橋村……………☎076-464-1121(内29)

上市町……………☎076-472-1111(内141)

立山町……………☎076-463-1121(内156)

入善町……………☎0765-72-1100(内135)

朝日町……………☎0765-83-1100(内142)

砺波市……………☎0763-33-1111(内143)

庄川支所……………☎0763-82-1902

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎(076)432-9233

消費者金融相談 ☎(076)433-3252

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時

(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

高岡市市民協働課……………☎0766-20-1522

(高岡市広小路7番50号)

福岡総合行政センター ……☎0766-64-5333

氷見市……………☎0766-74-8010

小矢部市……………☎0766-67-1760(内424)

南砺市……………☎0763-23-2008

行政センター

福野☎0763-22-1101 平 ☎0763-66-2132

井波☎0763-82-1181 上 平☎0763-67-3212

城端☎0763-62-1213 利 賀☎0763-68-2112

福光☎0763-52-1571 井 口☎0763-64-2212

射水市(大島庁舎)……………☎0766-52-7966

地区行政センター

新湊☎0766-82-1964 大 門☎0766-52-7397

小 杉☎0766-57-1636 下 ☎0766-59-8095

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

消費生活相談、消費者金融相談

☎(0766)25-2777

◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎(076)432-5690 午前9時～午後4時